

女性活躍推進に向けた行動計画について

2019年7月1日
日清鋼業株式会社

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法）が2016年4月1日より施行されました。これにより、労働者301人以上の企業は自社の女性活躍に関する状況と課題の分析を行い、それらを踏まえた行動計画を策定することになっています。

当社では2019年7月から2022年6月までの3年間を計画期間とし、以下の行動計画を策定しました。

行動計画

1. 計画期間

2019年4月1日から2022年6月31日まで（3年間）

2. 目標

目標1 女性の平均勤続年数を16年にする

目標2 女性社員を対象とする研修の実施や外部研修への派遣を行う

3. 取り組み内容

（1）ハラスメント相談窓口の周知。

（2）知識向上、スキルアップのための社外研修への参加勧奨。

（3）有給休暇取得の推奨

（4）働きやすい職場、雰囲気づくりの一環として社員旅行の実施

以上